

『2015年版 司法試験 完全整理択一六法 民法』
お詫びと訂正

以下の箇所には誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2015年5月11日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
86	上から2行目	……第128条及び第129条規定を準用する。	……第128条及び第129条の規定を準用する。	2015.04.09
33	下から12行目	公益目的を手段として収益事業を営むことは差し支えない	公益目的の手段として収益事業を営むことは差し支えない	2015.04.08
35	上から7行目	三 代表者の権限に加えた権限	三 代表者の権限に加えた制限	2015.04.08
40	上から3行目	……債権法律的運命を動産である証券に従わせる必要があるので、	……債権の法律的運命を動産である証券に従わせる必要があるので、	2015.04.08
368	下から12行目	いつまでも充当の指定をすることは、法的安定性が著しく害されるので、許されない場合がある	いつまでも充当の指定をすることが許されるとすると、法的安定性が著しく害されるので、 弁済充当特約に基づく充当指定権の行使が許されない場合がある	2015.02.08
86	下から4行目	単に債権者の意思のみにかかるとき	単に債務者の意思のみにかかるとき	2014.12.10
140	下から7行目	即時取得者は、 不当利得返還請求義務 （703）を負わない	即時取得者は、 不当利得返還義務 （703）を負わない	2014.11.03
71	図表中、「判例」「無権代理人が本人を相続した場合（*）単独相続」の表	（最判昭37.4.20・百選Ⅰ35事件）	（最判昭40.6.18）	2014.10.27
11	上から14行目	一定の者請求が必要	一定の者の請求が必要	2014.08.24